

# 第 122 回 全日本剣道演武大会要項

## 1. 趣 旨

全国の剣道人が 1 年間の修錬の成果を披露すると共に、参加者同士の友好親善を図る大会である。本大会は明治 28 年以来、武徳祭大演武会として行われた大会を、全日本剣道連盟が継承し、開催するものである。

## 2. 期日、日程および受付要領

令和 8 年 5 月 2 日(土)～5 日(祝) 4 日間 ※受付は、当日の演武者に限ります。

### (1) 5 月 2 日(土) 午前 8 時 30 分開始式

ア. 各種の形(剣道、薙刀、その他)

イ. 公開演武(杖道)

ウ. 杖 道(鍊士六段～範士)

※各種の形の部(薙刀含む)・杖道の部の受付は、午前 7 時からです。

(演武は午前 8 時 40 分開始予定)

エ. 公開演武(居合道)

オ. 居 合 道(鍊士六段～範士)

※居合道の部の受付は、午前 9 時からです。

(演武は午前 11 時開始予定)

### (2) 5 月 3 日(祝) 午前 9 時開始式

ア. 公開演武(日本剣道形)

イ. 剣道個人試合

(鍊士六段～教士七段の一部…**教士取得日(認定日)が令和 7 年から令和 4 年**)

※5 月 3 日受付は、午前 7 時 30 分からです。

(演武は午前 9 時 20 分開始予定)

### (3) 5 月 4 日(祝) 午前 9 時開始

剣道個人試合(教士七段…**教士取得日(認定日)が令和 3 年以前**)

※5 月 4 日受付は、午前 7 時 30 分からです。

(演武は午前 9 時開始予定)

### (4) 5 月 5 日(祝) 午前 9 時開始

剣道個人試合(教士八段～範士)

※5 月 5 日受付は、教士八段の部は、午前 7 時 30 分からです。

(演武は午前 9 時開始予定)

範士の部の受付は、午前 8 時 30 分からです。

(演武は午後 1 時 30 分開始予定)

[朝稽古会] 大会期間中、出場者による朝稽古会を下記により実施する。

## 記

5 月 2 日(土)	午前 7 時～7 時 30 分(武道センター) 居合道・杖道
5 月 3 日(祝)	午前 7 時～8 時 (武道センター) 剣道
	午前 7 時～7 時 30 分(武道センター補助道場) 杖道
5 月 4 日(祝)	午前 7 時～8 時 (武道センター) 剣道
5 月 5 日(祝)	午前 7 時～8 時 (武道センター) 剣道

**※朝稽古会の参加資格は、大会運営関係者および演武大会申込者のみとする。**

### 3. 会 場

京都市武道センター内・武徳殿  
(京都市左京区聖護院円頓美町 46 番地の 2) 電話 075-751-1255  
※別紙案内図参照

### 4. 主 催

公益財団法人全日本剣道連盟

### 5. 主 管

一般財団法人京都府剣道連盟

### 6. 後 援

京都府、京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、京都新聞

### 7. 出場資格

- (1)出場者は全日本剣道連盟の登録者であり、剣道・居合道および杖道の六段以上で、称号を受有している者とする。
- (2) (公財)全日本なぎなた連盟の登録者であり、鍊士以上の者とする。
- (3)外国剣道連盟の登録者に関しては、全日本剣道連盟の称号を受有していないなくても、剣道・居合道および杖道の六段以上であれば、参加申込みをすることができる。但し全日本剣道連盟の称号または外国剣道連盟の称号を受有している者は、(1)項の資格者と同等の扱いとするが、称号を受有していない者は、(1)項における鍊士の扱いとする。
- (4)その他各種の形については、鍊士六段以上に準ずる者とする。
- (5)杖道、薙刀およびその他各種の形の演武は、それぞれ1回限りとする。
- (6)剣道教士七段の部について、『5月3日』出場者は教士取得日(認定日)が令和7年から令和4年の者、『5月4日』出場者は教士取得日(認定日)が令和3年以前の者とする。  
**剣道教士七段の出場日は指定された日のみとし、日付の変更は不可。**

### 8. 申 込 み

- (1)出場者は、一種目1名につき、3,000円の参加料を納入のこと。
- (2)各加盟団体は、出場者の申込みを一括して一覧表とともに参加料を添え、令和8年2月19日(木)までに下記宛へ送付すること。  
※申込書は原本をお送りください。  
〒105-0004 港区新橋4-24-2 一般財団法人東京都剣道連盟  
電話 03-5405-2166 FAX 03-5405-3680
- (3)個人申込書は、剣道範士(うす青色)、その他の剣道出場者は(白色)、居合道(黄色)、杖道(ピンク色)、各種の形(うす緑色)となっており所定の申込書によって申込むこと。
- (4)申込後の返金については、3月5日(木)午後5時までに各加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX、メール可)を東京都剣道連盟に提出した者に限り、金融機関所定の振込手数料を差し引き返金する。

### 9. 組 合 せ

大会本部において行う。

### 10. 審判員および試合・審判

- (1)審判員は、試合出場者の中から選考し、委嘱する。
- (2)試合・審判は、全日本剣道連盟試合・審判規則と同細則に準拠し実施する。

### 11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意して参加すること。また、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるように手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに当該の試合への参

加を中止とする。

なお、主催者は参加者の事故に対し(会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

## 12. 個人情報等への取り扱い

### ※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報(登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等)は、全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本大会運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

## 13. 祭典

大会役員・審判員は、5月3日(祝)午前8時より平安神宮において武徳祭を実施する。

※参加は任意とする。

## 14. 注意事項

- (1) 出場の意思がないのに申込むことは厳に慎むこと。
- (2) 申込後、事情により出場不可能となった場合は、必ず加盟団体を通じて東京都剣道連盟に届け出ること。
- (3) 個人試合申込書に不正のある場合は出場を禁止する。
- (4) 個人試合申込者は、令和5年度、令和6年度、令和7年度における試合相手の氏名を申込書に記載すること。
- (5) 居合道、杖道および各種の形の演武は5本とする。
- (6) 出場者は県名(横書き)、姓(縦書き)を明記した布製の名札を必ず着けること。
- (7) 大会会場に、車での来場は一切を禁止する。

## 15. その他

- (1) 本大会は、全日本剣道連盟「感染症予防ガイドライン」を遵守する。
- (2) 剣道の部の出場者は、面をつけて剣道を行う際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは、面マスクを着用する。  
各種の形(薙刀含む)・杖道・居合道の出場者については、マスクの使用は任意とする。

※一般見学者の入場も可としますが、混雑状況によっては、演武会場への入場を制限させていただく場合もあります。

## 案 内 四

## 京都市体育館

住所 京都市右京区西京極新明町 1

電話 075-315-3741

交通・阪急電鉄「西京極駅」下車 約150メートル

・市バス「西京極運動公園前」下車 徒歩1分

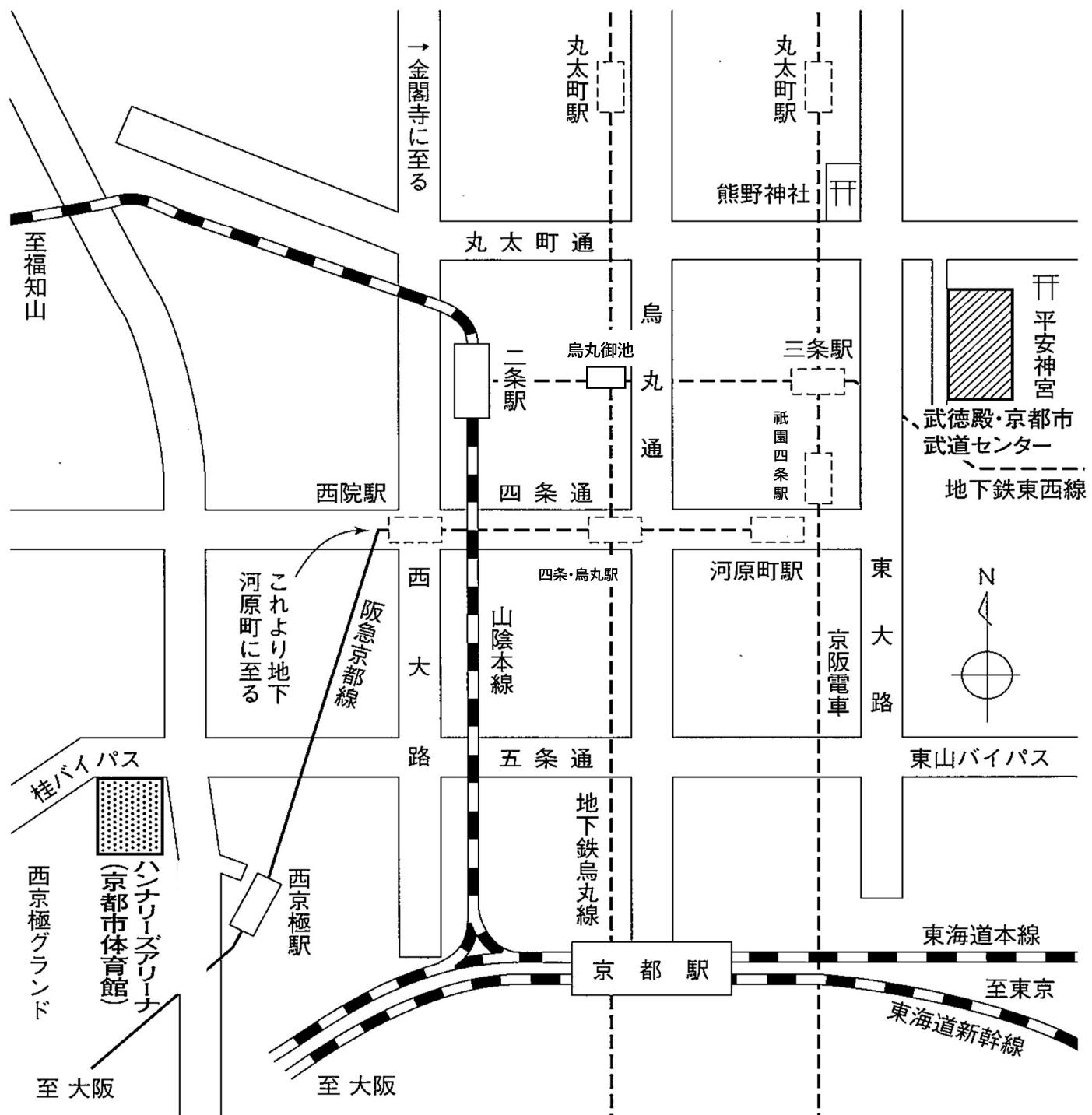
## 武徳殿・京都市武道センター

住所 京都市左京区聖護院円頓美町 46 番地の 2

電話 075-751-1255

交通・市バス「熊野神社前」下車 徒歩1分

・市バス「京都会館美術館前」下車 徒歩3分



第122回 全日本剣道演武大会

## 期間中における武徳殿および京都市武道センターの使用状況(予定)

# 全日本剣道連盟

## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上